

鳥取県告示第 471 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
下大沢地区土地改良事業 共同施行	非補助土地改良事業下大沢地区区画整理	平成19年3月16日